

自己点検事項

◇ 褥瘡ハイリスク患者ケア加算(A236)

(1) 当該保険医療機関内に褥瘡ハイリスク患者のケアに従事した経験を5年以上有する看護師等であって、褥瘡等の創傷ケアに係る適切な研修を修了した者を褥瘡管理者として専従で配置している。

(適 ・ 否)

※ 適切な研修とは、次の内容を含むものをいう。

ア 国又は医療関係団体等が主催する研修であって、褥瘡管理者として業務を実施する上で必要な褥瘡等の創傷ケア知識・技術が習得できる600時間以上の研修

イ 講義及び演習等により、褥瘡予防管理のためのリスクアセスメント並びにケアに関する知識・技術の習得、コンサルテーションの方法、質保証の方法等を具体例に基づいて実施する研修

※ 専従の褥瘡管理者は、当該加算を算定すべき患者の管理等に影響のない範囲において、オストミー・失禁のケアを行うことができること。

※ 注2(特定地域)に規定する点数を算定する場合は、褥瘡ハイリスク患者のケアに従事した経験を5年以上有する看護師等であって、褥瘡等の創傷ケアに係る適切な研修(ア及びイによるもの。)を修了した者を褥瘡管理者として配置している。

なお、一般病棟入院基本料(7対1入院基本料を除く。)を算定する病棟である。(特定機能病院及び許可病床数が200床以上の病院の病棟並びにD P C病院の病棟を除く。)

(2) 褥瘡管理者が褥瘡対策チームと連携して、あらかじめ定められた方法に基づき個別の患者ごとに褥瘡リスクアセスメントを行っている。

(適 ・ 否)

(3) 褥瘡リスクアセスメントの結果を踏まえ、特に重点的な褥瘡ケアが必要と認められる患者について、当該患者の診療を担う医師、その他の医療従事者が共同して褥瘡の発生予防等に関する治療計画を個別に作成し、当該計画に基づき重点的な褥瘡ケアを継続して実施している。

(適 ・ 否)

点検に必要な書類等

- ・専従の褥瘡管理者の出勤簿
- ・専従者の研修修了証

点検に必要な書類等

- ・褥瘡リスクアセスメント票・褥瘡予防治療計画書
- ・褥瘡ケアの実施状況及び評価結果の記録

医療機関コード

保険医療機関名

(4)褥瘡対策チームとの連携状況、院内研修の実績、褥瘡リスクアセスメント実施件数、褥瘡ハイリスク患者特定数、褥瘡予防治療計画件数及び褥瘡ハイリスク患者ケア実施件数を記録している。
(適 ・ 否)

(5)褥瘡対策に係るカンファレンスが週1回程度開催されており、褥瘡対策チームの構成員及び必要に応じて、当該患者の診療を担う医師、看護師等が参加している。
(適 ・ 否)

(6)総合的な褥瘡管理対策に係る体制確保のための職員研修を計画的に実施している。
(適 ・ 否)

(7)重点的な褥瘡ケアが必要な入院患者に対して、適切な褥瘡発生予防・治療のための予防治療計画の作成、継続的な褥瘡ケアの実施及び評価、褥瘡等の早期発見及び重症化防止のための総合的な褥瘡管理対策を行うにふさわしい体制が整備されている。
(適 ・ 否)

点検に必要な書類等 ・ 褥瘡リスクアセスメント実施件数、褥瘡ハイリスク患者特定数、褥瘡予防治療計画件数及び褥瘡ハイリスク患者ケア実施件数の記録

点検に必要な書類等 ・ 褥瘡対策に係るカンファレンスの記録

点検に必要な書類等 ・ 褥瘡管理対策に係る体制確保のための職員研修の実施状況が確認できる書類

医療機関コード
保険医療機関名